

相続法改正「預貯金仮払い制度」の創設

～まずは、俺の分だけ引き出せる～

相続法の改正

民法の相続法の分野が大改正されました。昭和55年に配偶者の法定相続分が引き上げられて以来のことです。

改正の目的は、時は流れるもので、筆からパソコンへ、大家族から核家族へ、超高齢化や相続トラブルの多発等、社会情勢の変化に対応するものです。

改正の柱は、配偶者居住権を始めとした配偶者の保護や遺言制度に関する見直しですが、その他、遺産分割、遺留分、特別な寄与制度の創設等、多岐に渡っています。

本稿では、その中でも、新たに創設された大目玉の一つである「預貯金の仮払い制度」を取り上げてみました。

民法は読んで字の如く「たみ」の法ですので、この度の改正は決して他人事ではありません。ましてや、相続に関する改正ですので、誰もが何時かは必ず直面する問題なのです。

預貯金の引出し。その現状は

亡くなった人の預貯金は、民法で定められた法定相続人が一旦形式上承継します。金融機関は、預貯金の名義人が亡くなった事実を知った段階で、直ちに口座を凍結し、引出し不能の状態にします。

その凍結を解くためには、法定相続人全員の合意で代表者を定める、又は、遺産分割協議を行う、若しくは、遺言の存在が必要となります。

遺言があれば他の相続人の同意なく預貯金が引出せるのですが、遺言は密かなブームではあるものの、普及率は10%未満です。

そこで、一般的には相続人全員の印鑑が必要となるわけですが、兄弟間での感情的なトラブル、兄弟の1人が行方不明、意地悪な嫁がいる等、家庭の事情によっては印鑑事がスムーズに進まないことも間々起こるのです。

全員の印鑑が揃わない場合、預貯金の凍結が解除されませんので、葬儀代、亡くなった親の借金や税金の支払い、残された配偶者の生活費等に窮することになります。

不思議なことに、平成28年12月19日の最高裁判決が出されるまでは、預貯金は遺産分割の対象ではなく、法律上の相続持分に従って各相続人に当然に分割されるものと扱われていました。ですので、各相続人は他の相続人の協力を得ることなく、自らの持分に相応する金額だけを各金融機関に請求することが出来ていたのです。

預貯金が遺産分割の対象ではない、と言われても何か違和感を持ちますが、それが裁判所の運用でもあったのです。

しかし、先の最高裁判決では、預貯金は遺産とされ、各相続人が単独で各自の相続持分を引き出すことは認められなくなりました。

そこで、「預貯金の仮払い」という新たな制度が創設された訳です。

仮払い制度の内容

将来の遺産分割における公平性を図りつつ、相続人の資金需要に対応できるよう、二つの制度が設けられました。

・直接、金融機関の窓口で手続きする方法

遺産に属する預貯金のうち、一つの金融機関当たり上限150万円以内については、裁判所を通すことなく、相続人が各単独で、払戻し請求が出来ることになりました。

但し、引き出せる金額の上限は、次の計算式の通りです。

単独での払戻し可能額＝預貯金の額（金融機関毎）×1/3×法定相続分

メリットとしては、手続きが簡単ではあるものの、引き出せる上限が限られており、将来的に抜本的な解決が必要ですので、先送り感は否めません。

勿論、単独で引き出された金額は、後の遺産分割協議等の際に清算することになります。

・家庭裁判所で手続きする方法

裁判所に遺産分割の調停や審判を申立て、その際に、仮分割の仮処分を求める方法です。この場合には、仮払い金額に制限はありませんので、その点はメリットですが、裁判所の手続きを踏まなければなりませんので、気持ちは随分と重くなります。

チェック

さて、あなたの「仮払い」必要度をチェックしてみましょう！

- 凍結された亡父の預貯金がある
- 話し合いは苦手だ
- △相続人の中に嫌味なヤツがいる
- 秘密主義だ
- 葬儀代が支払えない
- 新しい物好きだ
- 「司法書士萬守が行く！」を聴いている
- 相続人の中に行方不明者がいる
- △裁判所が好きだ
- 金欠病にかかっている

上記チェックが、

- ・ 1～3の方 先ずは話し合から
- ・ 4～6の方 相談が必要かも
- ・ 7以上の方 7月1日が待遠しですね

改正法の適用はいつから

相続法の改正は平成30年7月6日に成立していますが、施行日は、各改正項目毎に異なりますので、特に注意が必要です。

主な改正点の施行日は下記の通りです。

- ・ 自筆証書遺言の方式緩和（遺言書の一部をパソコン等で作成可能）
2019年1月13日から
- ・ 法務局での遺言書保管制度 2020年7月10日から
- ・ 配偶者居住権 2020年4月1日から
（但し、前に発生した相続には適用されない）
- ・ 預貯金の仮払い制度 2019年7月1日から
（但し、前に発生した相続にも適用される）